

平成29年4月から 松本地域の県の現地機関が変わります



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

○松本地方事務所は、

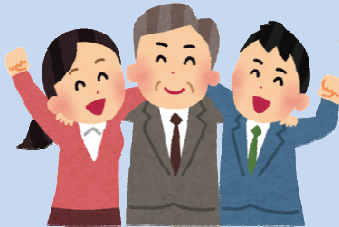
松本地域振興局になります。

松本地方事務所の業務は、税務・建築関連業務を除き、松本地域振興局が引き継ぎます。

場所は、今までと同じ（合同庁舎の2階・3階・5階）です。

◇変更点

【地方事務所】 地域政策課	⇒	【松本地域振興局】 総務管理課（パスポート、防災、NPO法人関連業務など） → 企画振興課（地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など）
税務課	→	（中信県税事務所へ）
建築課	→	（松本建設事務所へ）



地域振興局長のリーダーシップのもと、県の現地機関が連携して、スピード感を持って主体的・積極的に地域課題に取り組みます。

地域振興に向けた皆様のアイデアをお寄せください。

○松本地方事務所税務課は、

中信県税事務所になります。

松本地方事務所税務課の業務は、中信県税事務所が引き継ぎます。

場所は、今までと同じ（合同庁舎の3階）です。

○松本地方事務所建築課は、

松本建設事務所建築課になります。

松本地方事務所建築課の業務は、松本建設事務所建築課が引き継ぎます。

場所は、今までと同じ（合同庁舎の2階）です。

地域振興局の役割

地域の皆様の想いをトータルで受け止め、
県の現地機関が連携して課題解決に当たります。

地域における「共感」と「対話」

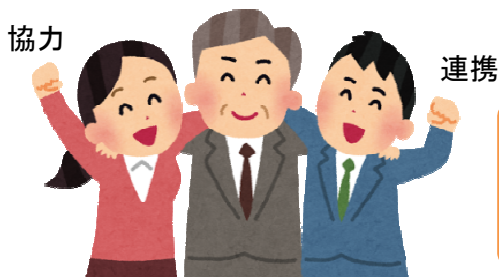
局長や職員が、これまで以上に地域の皆様のアイデアや想いをお聞きする場を設けます。

- 地域振興局長と地域の皆様との懇談
- 出前講座 など



～地域の課題は地域で解決～

地域振興局長が地域の現地機関のリーダーとして「取りまとめ役」となり、関係者が連携して、より活力のある地域づくりに向けて努力します。



地域振興推進費

地域課題の解決や地域振興のための事業を企画・実施します。

- 【地域振興局長】
- 【保健福祉事務所長】...
- 【建設事務所長】

※市町村や地域づくりを実践する皆様の活動に対しては、引き続き「地域発 元気づくり支援金」により支援します。